

第4期 中間年（平成29年度）評価の概要

1 評価の目的

本制度に取組む各集落協定は、継続的な営農体制の構築に向けた目標とその達成に向けた取組項目を定めています。

平成29年度は第4期対策（H27年度～平成32年度）の中間年にあたることから、これまでの取組状況を確認・評価し、今後の課題を明らかにするとともに、今後の制度見直しに向けて活用するものです。

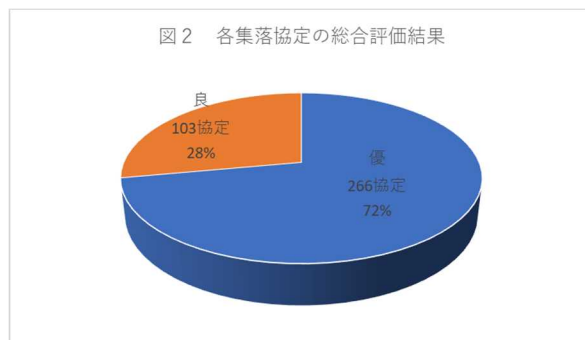
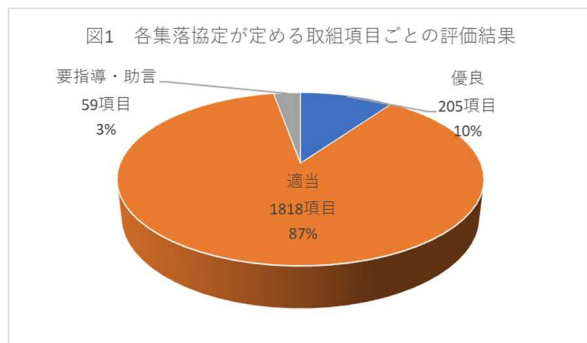
2 評価結果（概要）

1) 各協定の取組状況に対する評価結果

各集落協定が定める全2,082項目の取組状況の評価した結果、「優良」及び「適当」の評価項目は97%を占めています。

また、取組項目ごとの評価をふまえた、集落協定ごとの総合評価においても、全369協定のうち、全ての協定で「優」及び「良」のとなり、県内の全協定で、集落の描く将来像の実現に向けて着実に取組がされていると評価できます。

一方、「指導・助言」を要すると評価された取組項目が59項目（3%）あることから、引き続き「話し合い活動」や「共同取組活動」といった制度の基礎的な取組の充実や、各種組織との「連携強化」等、必要な指導・助言を市町村とともに行っていきます。



2) 制度効果に対する評価結果

本制度が中山間地域の農業・農村の維持に必要であるか集落協定へアンケートを実施した結果、「現行制度のまま継続」または「制度を見直して継続」との回答が99%となり、制度の効果が高く評価されています。

また、「協働意識」（集落の農地等を保全管理するといった目標を共有し、ともに力を合わせて活動する意識）の定着に効果が有するか否かについて、集落協定へアンケートを実施した結果、「大いに高まった」「一定程度高まった」との回答が86%となり、取

組により集落内の農地等の保全管理を集落が自ら行う意識が高まったと評価できます。

なお、本制度に取組まなかった場合、集落内に耕作放棄地が発生すると考える集落は80%を超え、その場合、県内の耕作放棄地面積は840ha増加すると試算されます。

平成32年以降の制度継続については、95%の集落が望んでおり、高齢化が進行する県内の中山間地域の現状にあつては、引き続き、継続的な営農体制の構築に向けて支援を実施する必要があると判断されます。

